改正後

（通則）

第八条　法第九十三条第一項第五号ただし書（法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の総務省令で定める場合は、申請者等（二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該二以上の者ごとの申請者等）が次の各号のいずれにも適合する場合（当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあっては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合）とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

一　申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ　当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る一の放送対象地域の全部又は一部において申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計（ロの放送系の数の合計に含まれるものを除く。）にロの放送系の数の合計を加えた数が、いずれの放送対象地域においても九を超えないこと。

［ロ　略］

ハ　当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る一の放送対象地域の全部又は一部において申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が、いずれの放送対象地域においても二を超えないこと。ただし、当該合計に含まれる広域放送に係る放送系の数は一を超えないこと。

［二～十　略］

（認定放送持株会社であって総務省令で定めるもの）

第九条　法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第五号ハの認定放送持株会社であって総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

一　当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が前条各号（第一号イ及びロ、第二号イ及びロ、第三号、第四号ロ並びに第七号を除く。）のいずれにも適合すること。

二　当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第一号イ及びロ、第二号イ及びロ、第三号並びに第四号ロのいずれにも適合する場合は、この限りでない。

［イ～ハ　略］

［三～五　略］

（第九条第二号の規定の適用に係る特例）

第十二条　［略］

２　認定放送持株会社等が第八条第一号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号の規定の適用については、同号イから八までの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもテレビジョン放送による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。

［３・４　略］

改正前

（通則）

第八条　［同上］

一　［同上］

イ　当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域が重複しないこと。

［ロ　同上］

［新設］

［二～十　同上］

（認定放送持株会社であって総務省令で定めるもの）

第九条　［同上］

一　当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が前条各号（第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号、第四号ロ並びに第七号を除く。）のいずれにも適合すること。

二　当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号並びに第四号ロのいずれにも適合する場合は、この限りでない。

［イ～ハ　同上］

［三～五　同上］

（第九条第二号の規定の適用に係る特例）

第十二条　［同上］

２　認定放送持株会社等が第八条第一号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号の規定の適用については、同号イ及びハの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもテレビジョン放送による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。

［３・４　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。